

第2次埼玉県建築行政マネジメント計画

平成28年3月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

はじめに

埼玉県建築行政マネジメント計画の策定主体である「埼玉県建築物安全安心推進協議会」は特定行政庁、限定特定行政庁、指定確認検査機関、建築関係団体など計62の組織、機関で構成しています。

当協議会は、平成10年の建築確認検査業務の民間開放などを受け、建築基準法の実効性確保を目的に平成11年に発足し、建築行政を取り巻く諸問題に対処するため「埼玉県建築物安全安心実施計画」を策定しました。

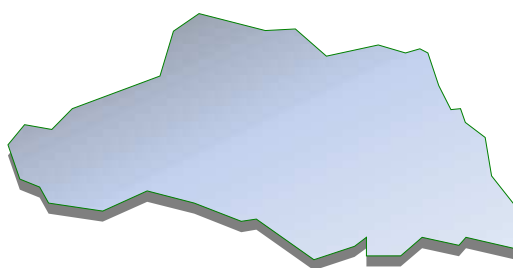
さらに、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行を推進するため、平成23年3月に「埼玉県建築行政マネジメント計画」を策定し、協議会員の連携のもと各種施策に取り組んでまいりました。

この間においても、全国各地で広告板の落下事故や重大な建物火災の発生、また杭工事における施工データの改ざん事件の発生など、建築物に係る事件・事故が引き続き発生しています。一方、平成26年の建築基準法や建築士法の改正など、社会情勢の変化等に対応できるよう諸制度の見直しが行われています。

このような状況の変化に対応するため、今回、埼玉県建築行政マネジメント計画の見直しを行いました。

引き続き円滑な経済活動の維持を前提としつつ、建築物の安全性を確保するため、本計画に基づき、協議会員の連携の下、効果的な建築行政を推進してまいります。

平成28年3月
埼玉県建築物安全安心推進協議会 会長 五味昭一



目 次

1	埼玉県建築物安全安心推進協議会について	3
2	第2次計画の策定にあたって	5
3	計画の実施期間	6
4	建築行政マネジメント計画を推進する機関の関連図	7
5	計画を実現するための取組	9
1	新築建築物に対する取組	11
2	既存建築物に対する取組	15
3	消費者の安心に対する取組	23
4	建築行政を円滑に推進するための取組	24
5	建築物の質を向上するための取組	29
6	計画の進行管理	31
7	目標及び実績	33
8	付録	
1	完了検査率	47
2	中間検査率	49
3	定期報告率	51
4	計画の変遷	53

1 埼玉県建築物安全安心推進協議会について

1 埼玉県建築物安全安心推進協議会

(1) 概要

平成10年の建築基準法改正に伴い、法の適確な実施に向け策定された「建築物安全安心推進計画について」(平成11年4月6日建設省住指発第163号)に基づき、当該計画を推進するために平成11年8月に設置された。

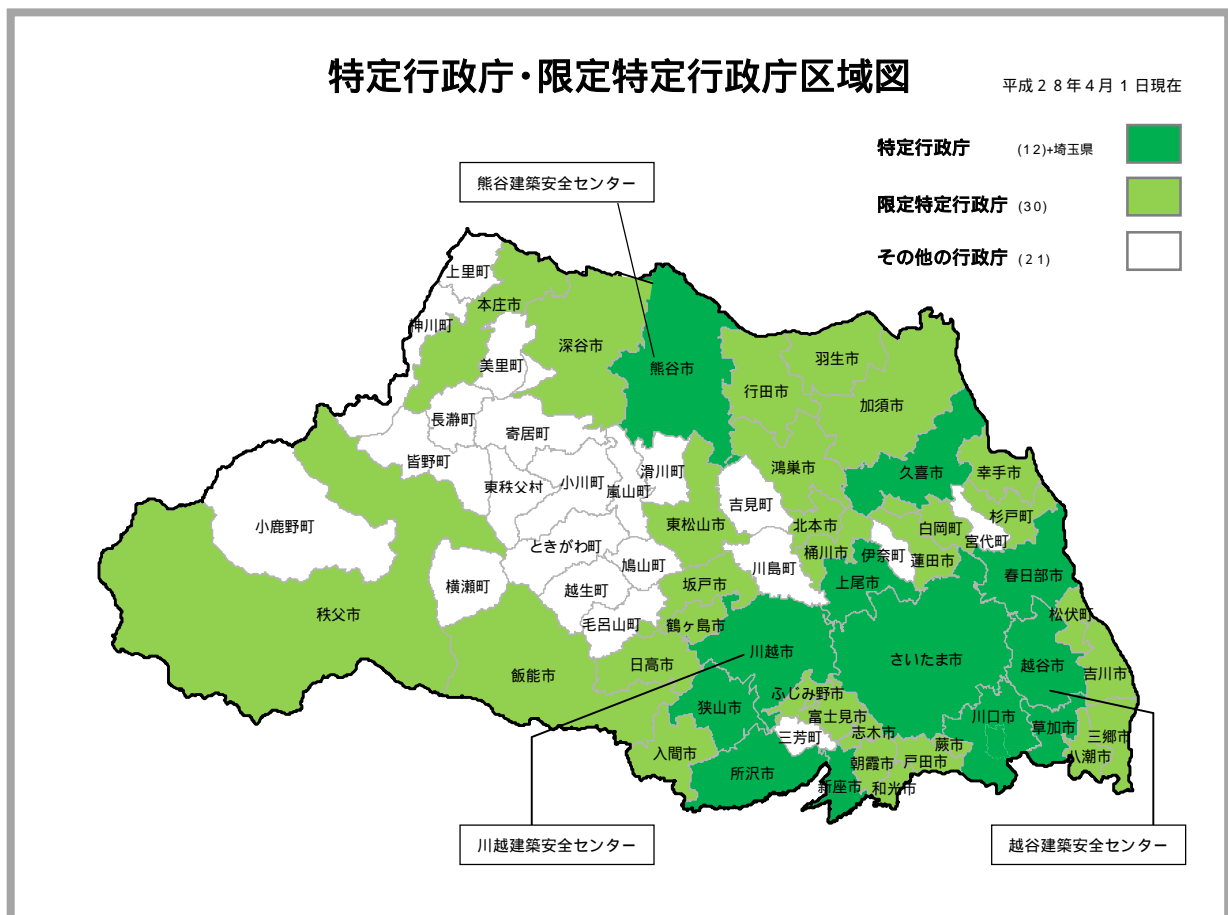
(2) 構成員

埼玉県特定行政庁連絡協議会()の会員及び同連絡協議会の会長が委嘱した者で構成している。(構成員一覧参照)

埼玉県特定行政庁連絡協議会

埼玉県内の特定行政庁〔13〕、限定特定行政庁〔30〕及び定期報告受付機関〔1〕の44機関で構成し、建築行政に関して会員相互で調査研究を行うことなどを目的とし、昭和50年4月1日に設置した。

注：〔 〕内数字は会員数を示す



2 埼玉県建築物安全安心推進協議会構成員一覧

平成28年4月1日現在

区分		構成員数	構成員	
行政等	特定行政庁	13	埼玉県	狭山市
			さいたま市	上尾市
			川越市	草加市
			熊谷市	越谷市
			川口市	新座市
			所沢市	久喜市
			春日部市	
	限定特定行政庁	30	行田市	桶川市
			秩父市	北本市
			飯能市	八潮市
			加須市	富士見市
			本庄市	三郷市
			東松山市	蓮田市
			羽生市	坂戸市
			鴻巣市	幸手市
			深谷市	鶴ヶ島市
			蕨市	日高市
			戸田市	吉川市
			入間市	ふじみ野市
			朝霞市	白岡市
志木市	杉戸町			
和光市	松伏町			
行政機関	4	埼玉県 消費生活支援センター	埼玉県 県土整備部建設管理課	
		埼玉県 保健医療部生活衛生課	埼玉県 都市整備部住宅課	
警察	1	埼玉県警察本部 生活安全部生活経済課		
消防	1	埼玉県 危機管理防災部消防防災課		
指定確認検査機関 (指定確認検査機関 / 指定構造計算適合性判定機関)	2	(株)埼玉建築確認検査機構	(一財)さいたま住宅検査センター	
定期報告受付機関	1	(一財)埼玉県建築安全協会		
建築事業者等	建築設計団体	3	(一社)埼玉建築士会	(一社)埼玉県建築士事務所協会
			(一社)埼玉建築設計監理協会	
	建設業等団体	1	(一社)埼玉県建設業協会	
	宅地建物・不動産団体	1	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会	
	金融機関等	1	(独)住宅金融支援機構	
	電気・ガス等エネルギー供給事業者	2	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	東京ガス(株)埼玉支社
消費生活団体	2	埼玉県生活協同組合連合会		
さいたま住宅生活協同組合				
合計	62			

略号凡例

(公社) : 公益社団法人
(独) : 独立行政法人

(一財) : 一般財団法人
(一社) : 一般社団法人

2 第2次計画の策定にあたって

建築行政の推進にあたっては、引き続き円滑な経済活動の確保を前提にしつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組が求められている。

このため、第2次計画は従来の計画を基本に、建築基準法及び建築士法の改正や建築物省エネ法の制定など、新たな諸制度への対応を反映した内容とする。あわせて、近年発生した建築物に係る事件・事故への対応などを反映したものとする。

第2次計画策定における背景

制度の変化

- ・ 建築基準法及び建築士法の改正
- ・ 建築物の耐震改修促進に関する法律の改正
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定
- ・ 空家対策特別措置法の施行

建築物に係る事件、事故

- ・ 札幌市の広告板落下事故、川崎市の簡易宿所火災、広島市の飲食店火災
- ・ 免震ゴムのデータ偽装、杭工事のデータ改ざん

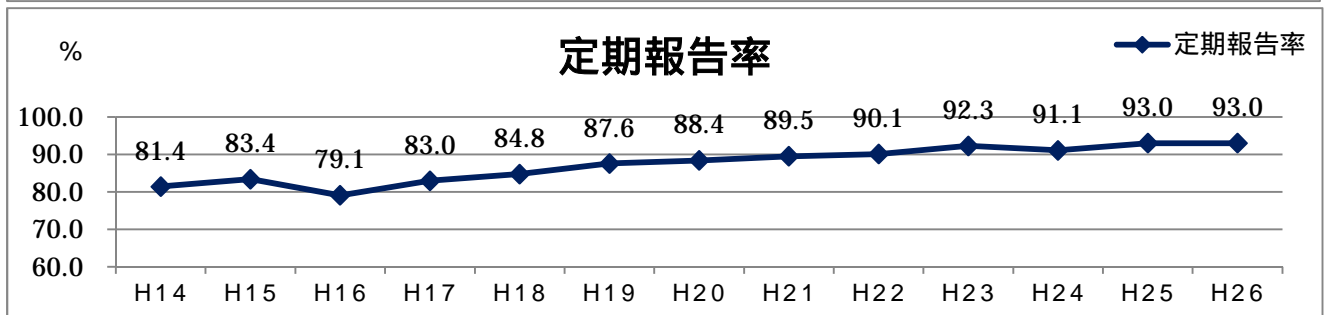
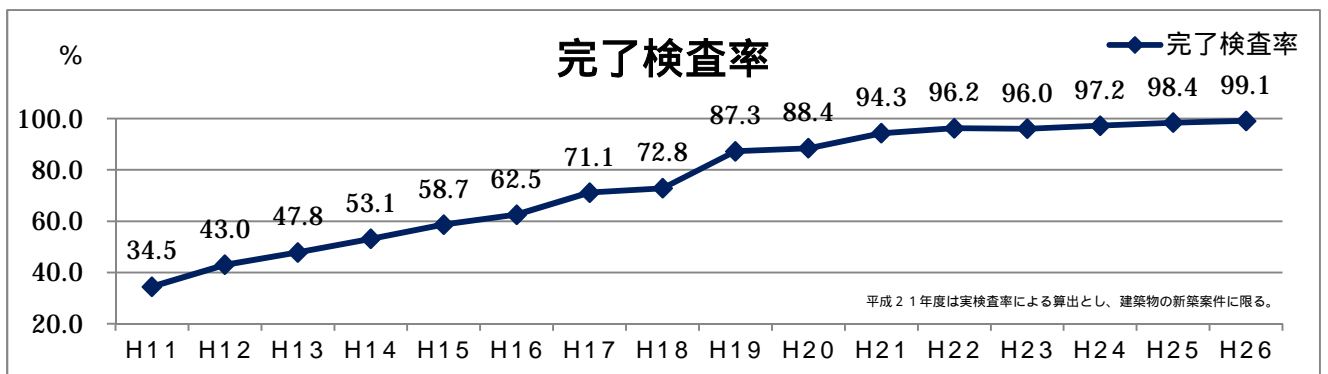
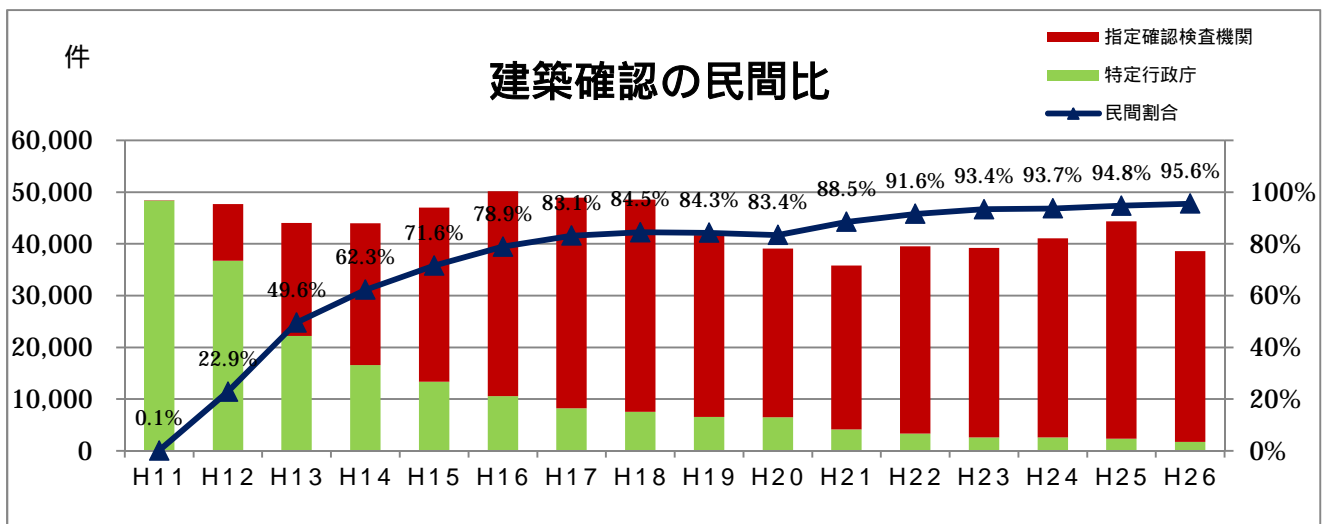
なお、第2次計画においては、引き続き以下の5つの点から取り組むべき項目を整理する。

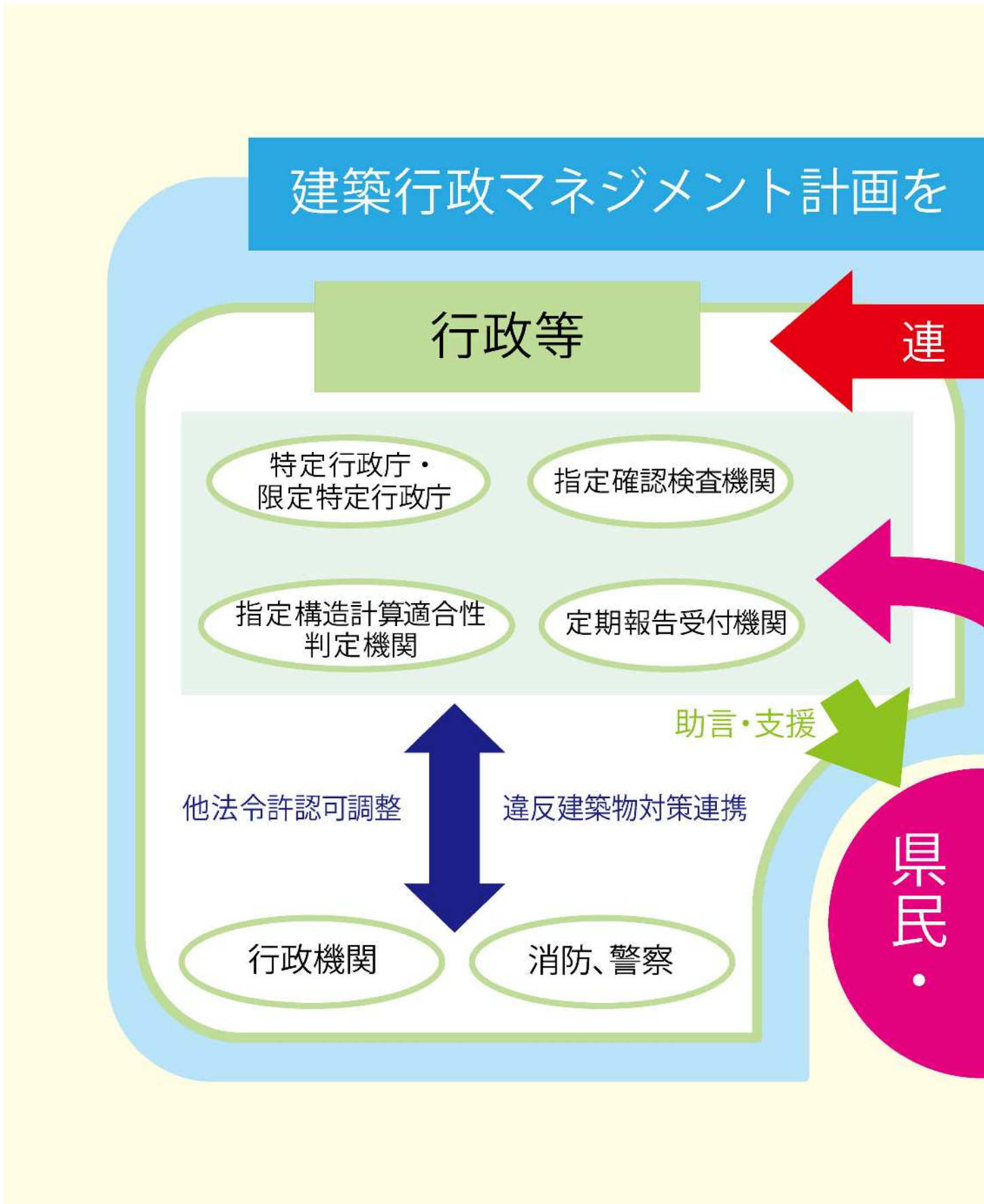
- 1 新築建築物に対する取組
- 2 既存建築物に対する取組
- 3 消費者の安心に対する取組
- 4 建築行政を円滑に推進するための取組
- 5 建築物の質を向上するための取組

3 計画の実施期間

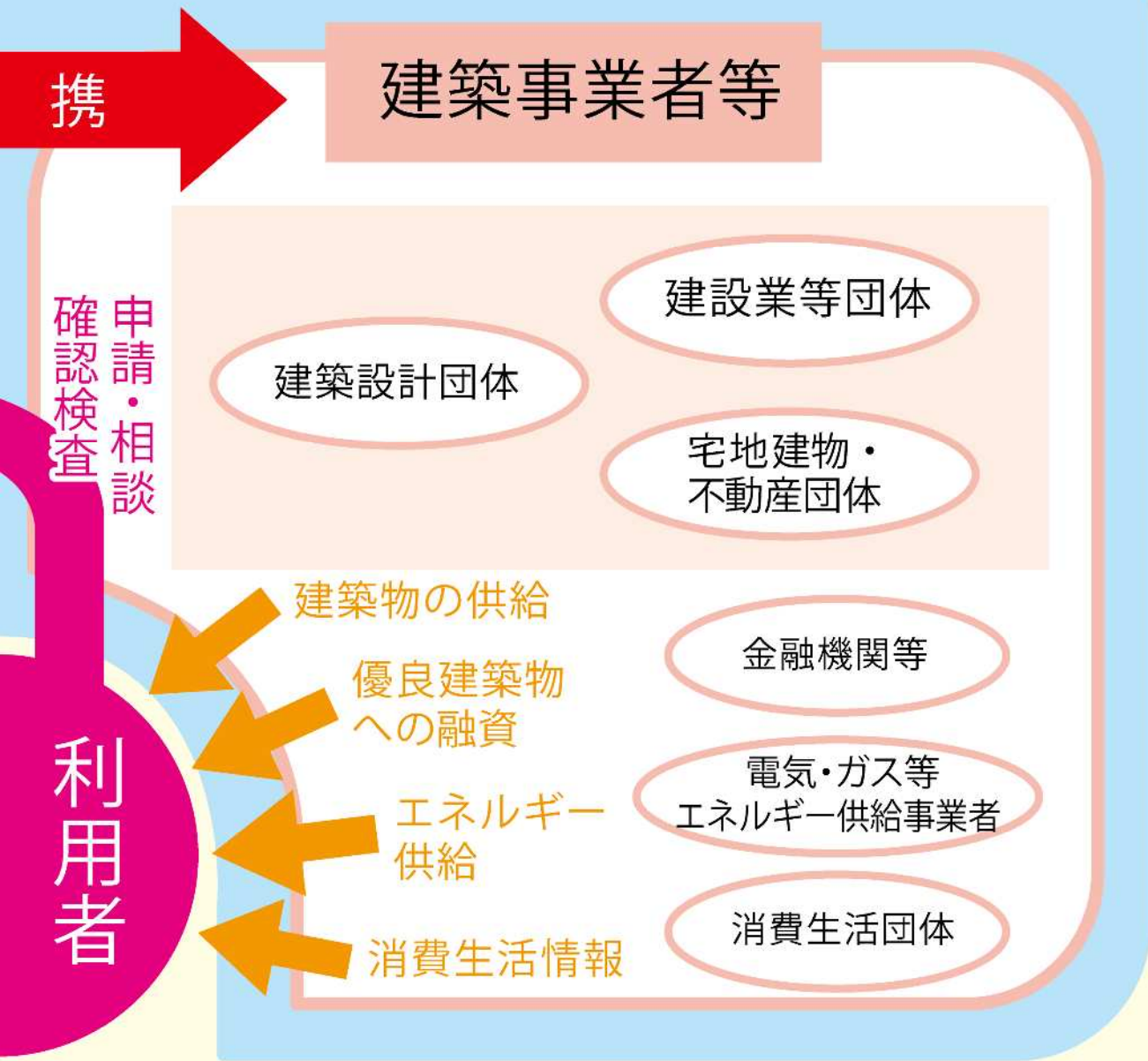
平成28年度(2016年度)から平成31年度(2019年度)までの
4か年計画とする。

<建築確認等データ(値は全県ベース)>





推進する機関の関連図



5 計画を実現するための取組

～安全安心な建築物のストック形成を目指して～

県民の誰もが安心して安全に利用できる建築物のストック形成を図るためには、建築時点での適法性の確保は勿論のこと、建築後も適切な維持・保全が継続的に行われる必要がある。

このため、本計画では次の5つの項目に取り組む。

1 新築建築物に対する取組

- (1) 迅速かつ適確な確認審査の実施
- (2) 適正な工事監理者の選任
- (3) 完了・中間検査の検査率向上
- (4) 違反建築の防止

2 既存建築物に対する取組

- (1) 定期報告制度の適切な運用
- (2) 建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- (3) 地震災害の対応体制の整備
- (4) 建築物の吹付けアスベスト対策の促進
- (5) 違反建築物対策の推進
- (6) 建築物等に係る事件・事故対策の推進
- (7) 既存不適格建築物等への対応

3 消費者の安心に対する取組

- (1) 消費者への相談体制の充実

4 建築行政を円滑に推進するための取組

- (1) 建築行政の執行体制の整備
- (2) 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の充実
- (3) 建築士、建築士事務所に対する指導・監督の充実
- (4) 関係機関、関係団体との連携による適確な執行体制の整備
- (5) 建築物を取り巻く諸問題への対応

5 建築物の質を向上するための取組

- (1) 人にやさしい建築物づくりの普及
- (2) 環境にやさしい建築物づくりの普及

次頁以降に具体的な取組を掲示している。具体的な取組の見方は以下のとおり。

【取組の見方】

5 計画を実現するための取組

・取組項目を明示

1 新築建築物に対する取組

・取組項目の目標を明示

(1) 迅速かつ適確な確認審査の実施

・目標は平成31年度の達成目標

目 標

確認審査期間：35日以内（構造適判物件に限る。）

現状と課題

【現状】

・平成19年度には建築確認の厳格化及び円滑化に向けた取組みを、平成20年度には審査の迅速化に向けた取組みを実施してきた。また、平成27年度には構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められた。

【課題】

・担当職員的能力向上とともに十分なチェック機能が必要である。
 ・審査効率を高めるため、確認申請図書精度を高める必要がある。
 ・構造計算適合性判定や消防同意の審査が求められている場合、審査過程で生じる指摘の整備が必要である。

・は重点的な取組事項
 ・は一般的な取組事項

・「県」の様に、文字を囲み表示した機関は取組を自ら行う機関区分

・「行」の様に、非表示の機関は対象外の機関区分

具体的取組

確認申請図書の精度の向上

・確認申請図書作成に係る設計者向け講習会を開催する。
 ・確認申請図書作成に必要な資料集等を作成し、ホームページで公開する。
 ・適切な現地情報が収集できる環境づくりを進める。

県	特	限	行	消	士	建	宅
警	防	指	構				

・「限」の様に、黒色一文字表示した機関は協力・支援を行う機関区分

適切な確認審査の実施

・二重チェックなどによる審査漏れ防止体制を整える

県	特	限	行	消	士	建	宅
警	防	指	構	定	工	金	生

効率的な審査の推進

・構造計算適合性判定を要する場合、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合

県	特	限	行	消	士	建	宅
---	---	---	---	---	---	---	---

表示	行政庁・機関・団体等の区分	表示	行政庁・機関・団体等の区分
県	埼玉県建築物安全安心推進協議会事務局 又は埼玉県知事	構	指定構造計算適合性判定機関
特	特定行政庁	定	定期報告受付機関
限	限定特定行政庁	士	建築設計団体
行	行政機関（保健、建設業、住宅、福祉等）	建	建設業等団体
消	行政機関（消費者相談）	宅	宅地建物・不動産団体
警	警察（警察本部、各警察署）	工	電気・ガス等エネルギー供給事業者
防	消防（消防行政、各消防本部）	金	金融機関等
指	指定確認検査機関	生	消費生活団体

5 計画を実現するための取組

1 新築建築物に対する取組

(1) 迅速かつ適確な確認審査の実施

目 標

確認審査期間：35日以内（構造適判物件に限る。）

現状と課題

【現状】

- ・平成19年度には建築確認の厳格化及び円滑化に向けた取組みを、平成22年度には建築確認手続き等の運用改善に向けた取組みを実施してきた。また、平成27年度には、建築主が構造計算適合性判定を直接申請できる仕組みに改められた。

【課題】

- ・担当職員の能力向上とともに十分なチェック機能が必要である。
- ・審査効率を高めるため、確認申請図書の精度を高める必要がある。
- ・構造計算適合性判定や消防同意の審査が求められている場合、審査過程で生じる指摘の調整方法の整備が必要である。

具体的取組

<p>確認申請図書の精度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請図書作成に係る設計者向け講習会を開催する。 ・確認申請図書作成に必要な資料集等を作成し、ホームページで公開する。 ・適切な現地情報が収集できる環境づくりを進める。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>適切な確認審査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二重チェックなどによる審査漏れ防止体制を整える 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>効率的な審査の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算適合性判定を要する場合、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関相互における情報共有を図る。 ・消防同意の並行審査を推進する。（「建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱について」（消防庁予防課長平成22年5月21日付消防予防第221号）） 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

1 新築建築物に対する取組

(2) 適正な工事監理者の選任

目 標

工事監理者選任の徹底

現状と課題

【現状】

- ・工事監理が不十分だったと思われる不具合（杭工事データ改ざん等）が発生している。
- ・一定規模以上の建築工事を行うためには工事監理者が必要であるが、一部の工事において工事監理者の選任報告がないまま工事を進めているものがあり、そのような現場では、建築確認された内容に対し不誠実な施工がされる恐れがある。

【課題】

- ・工事監理業務の重要性を周知する必要がある。
- ・工事監理者選任の必要性を一般の建築主に周知する必要がある。
- ・工事監理者が未選任の建築確認の建築主に対する積極的な対応が必要である。

具体的取組

<p>工事監理業務の重要性の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事監理者向けに、不具合事例等を示したチラシを作成し、業務の重要性を周知する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>工事監理者選任の必要性の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシを作成し、確認済証交付時に配布する。 ・設計者は建築士法の重要事項説明に併せ、必要性を説明する。 ・施工者は建築主に対し事前説明を行う。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>工事監理者未選任建築主への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロール時に未選任工事の建築主に対して選任報告書の提出を指示する。 ・工事着手時期を見計らい電話により督促をする。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

1 新築建築物に対する取組

(3) 完了・中間検査の検査率向上

目 標

完了検査率：100%

現状と課題

【現状】

- ・建築基準法では建築主に工事完了後の完了検査を義務付けているが、受検率は平成12年で43%と低迷していた。その後現場パトロールの導入等により平成26年度には99.1%まで向上した。

【課題】

- ・建築主や建物購入者に対し、完了・中間検査の必要性を理解してもらう必要がある。

具体的取組

完了検査の受検要請 <ul style="list-style-type: none"> ・工事の進捗状況に合わせた完了・中間検査の受検要請をする。 ・現場パトロールにより工事状況を把握し、完了検査の受検要請を徹底する。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
完了検査の必要性の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・確認済証と併せ検査受検案内を配付する。 ・設計者、工事監理者及び施工者は建築主に対し受検が必要であることを説明する。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
完了検査後の検査済証の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等は、融資条件等として検査済証を活用するよう努める。 ・不動産関係団体は、不動産取引の重要事項説明に合せ完了検査実施の有無について説明するよう努める。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

1 新築建築物に対する取組

(4) 違反建築の防止

目 標

建築時における違反建築のゼロ化

現状と課題

【現状】

- ・平成26年度では、建築確認申請の約9割が指定確認検査機関で行われており、特定行政庁では違反建築の未然防止や早期発見のために現場パトロール等を重視してきている。しかし、未だに建築確認制度や建築関連法令を順守しない建物が認められる。
- ・施工データの改ざん事件等が発生している。

【課題】

- ・違反建築の未然防止のため、可能な限り着工から竣工までの間に現場を確認する必要がある。
- ・違反建築物を建築した際、どのような不利益が生じるのか、建築主、設計者、工事監理者及び施工者に理解してもらう必要がある。
- ・悪質な違反を行った者に対しては厳格な対応をする必要がある。
- ・検査の内容を充実させる必要がある。

具体的取組

違反建築物の早期発見 ・建築物の工事の進捗状況に応じ効果的な現場巡回パトロールを実施する。 ・確認審査報告書を早期に審査する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
違反建築の抑止 ・啓発リーフレット等を配布する。 ・関係団体との連携による「違反建築なくそう運動」を積極的に展開する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
違反是正指導の適確な実施 ・悪質な違反に対しては、法に基づく命令等を実施する。 ・違反是正指導マニュアルを作成する。作成済の場合は実情に合せ見直す。 ・処分、公表基準の作成を検討する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
検査内容の充実 ・建築構造審査・検査要領を活用するなど検査内容の充実を図る。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

2 既存建築物に対する取組

(1) 定期報告制度の適切な運用

目 標

定期報告率： () (平成27年度の実績の維持・向上)

現状と課題

【現状】

- 平成26年度の報告の実績は93.0%である。その内訳は[建築物：80.0%、設備：80.0%、昇降機：98.6%]となっており、建築物と設備の報告が低調である。

【課題】

- 定期報告制度の見直しに伴い、新たに定期報告の対象となる建築物の所有者又は管理者（以下所有者等）に周知が必要である。
- 報告を行わない建築物の所有者や管理者に対して取組を強化していく必要がある。
- 定期報告が義務であることを建築物の所有者等に理解してもらう必要がある。
- 建築物の適切な維持管理のためには定期報告制度と違反是正指導との積極的な連携が必要である。

具体的取組

定期報告制度の必要性の周知（新規対象含む） ・関係部局等と連携し新たな対象を把握する。 ・ホームページ、チラシ等で定期報告の必要性を周知する。 ・防災査察の機会を捉え制度の周知を図る。	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
未報告者への対応 ・定期報告受付機関から未報告建築物の所有者等へ提出を促す指示通知を発送する。 ・その後も提出がない場合は定期報告未報告建築物の所有者等に対し報告の督促（電話、文書、現場口頭指示）を実施する。 ・報告率の低い用途の建築物についての報告率の向上を目指し、関係部局との連携を図る。	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
改善指導への対応 ・定期報告の内容を受け、是正が必要な場合は改善指導を行い、改善されない場合は違反是正指導への移行も検討する。	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

() 定期報告制度の見直しにより新たに対象となる建築物等が把握できた段階で設定する

2 既存建築物に対する取組

(2) 建築物の耐震診断、耐震改修の促進

目 標

民間建築物の耐震化率：95% () (平成32年度末)

現状と課題

【現状】

- ・大地震が発生した際、県民・利用者の生命、財産を守るためには建築物の耐震化が必要である。平成27年3月時点の民間建築物の耐震化率は89.6%に達している。引き続き、建築物の耐震化を推進する。

【課題】

- ・耐震化の必要性を周知する必要がある。
- ・耐震工事等を実施する所有者等の負担軽減を図る必要がある。
- ・木造住宅所有者に対し、その建物の耐震性を認識してもらう必要がある。
- ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状を把握する必要がある。

具体的取組

耐震化に必要な情報の提供 ・ホームページ等各種広報媒体で耐震化の必要性を周知する。 ・改修事例別の改修コストや被災時の被害額、また保険制度などの情報提供を行う。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
耐震診断、耐震改修に係る助成制度の利用拡大 ・各種広報媒体を活用し補助制度利用者を広く募集する。 ・各種業界団体と連携し補助制度の説明を行う。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
木造住宅の無料耐震診断の実施 ・県、建築主事を置く市町及び建築関係団体は、木造住宅の無料簡易耐震診断を行うよう努める。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
特定既存耐震不適格建築物の耐震化に係る情報の整備 ・特定既存耐震不適格建築物のデータベースを構築する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

() 改定埼玉県建築物耐震改修促進計画(平成28年3月策定)での目標値

5 計画を実現するための取組

2 既存建築物に対する取組

(3) 地震災害の対応体制の整備

目 標

被災建築物応急危険度判定士(1)の養成：6,800人(2)

被災建築物応急危険度判定模擬訓練：年1回以上実施

現状と課題

【現状】

- ・阪神淡路大震災以降、被災建築物応急危険度判定士(以下「応急危険度判定士」)を養成し、平成26年度末現在6473名の応急危険度判定士がいる。
- ・模擬訓練などを定期的の実施し、判定能力維持に努めている。

【課題】

- ・想定される大規模地震時での判定士の必要人数を確保するため、さらに養成していく必要がある。
- ・いつ発生するかわからない地震に備え、各判定士の判定能力を維持向上させていく必要がある。
- ・地震が発生した際に、迅速に応急危険度判定を実施できる体制づくりが必要である。

具体的取組

<p>応急危険度判定士の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士新規登録者向け講習会を開催する。 ・上記講習会への参加を広く募集する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>応急危険度判定士の判定能力の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定模擬訓練を毎年1回以上実施する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>応急危険度判定士の連絡体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定士のデータベースを整備し、勤務先、連絡先などの更新等、適切な管理を実施する。 ・データベースを活用し迅速に判定士を招集できる体制を構築する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

(1)被災した建築物が余震等による倒壊などの危険性をできるだけ速やかに判定する応急危険度判定を行う者

(2)埼玉県応急危険度判定体制整備計画での目標値(平成29年3月)

2 既存建築物に対する取組

(4) 建築物の吹付けアスベスト対策の促進

目 標

吹付けアスベスト対策が未実施の民間建築物の減少

現状と課題

【現状】

- ・吹付けアスベスト等が使用された建築物の対策が遅れており、住民の健康被害を招く危険性が存在する。

【課題】

- ・アスベストの危険性と吹付けアスベスト対策の必要性を周知する必要がある。
- ・吹付けアスベスト等の除去等の対策を推進するため所有者等の負担を軽減する必要がある。
- ・吹付けアスベスト等が施工されている建築物の数を適時把握する必要がある。

具体的取組

吹付けアスベスト対策に必要な情報の提供 ・ホームページ等各種広報媒体で吹付けアスベスト対策の必要性を周知する。 ・一般的な吹付けアスベスト除去工事費などの情報を提供する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
吹付けアスベスト対策に係る助成制度の利用拡大 ・各種広報媒体を活用し補助制度利用者を広く募集する。 ・各種業界団体と連携し補助制度の説明を行う。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
吹付けアスベスト等に係る情報の整備 ・民間建築物の吹付けアスベスト等の施工状況のデータベースを構築する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

2 既存建築物に対する取組

(5) 違反建築物対策の推進

目 標

違反建築物への適切な対応

現状と課題

【現状】

- ・通報や現場パトロールにより違反建築物を発見しその後の違反是正指導などを行っているが、対応に苦慮している。安易な改修により違反建築物となるケースも多い。

【課題】

- ・確認申請を必要としない小規模の用途変更や増築で発生する違反建築に対する取組が必要である。
- ・リフォームなどの小規模の工事を請負う事業者に対し違反建築となるケースなどを周知する必要がある。
- ・建築行政、警察及び消防など相互間における、違反建築物に対するルールの整備が必要である。

具体的取組

<p>違反是正指導の適確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質な違反に対しては、法に基づく命令等を実施する。 ・違反是正指導マニュアルを作成する。作成済の場合は実情に合せ見直す。 ・処分・公表基準の作成を検討する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>他法令許認可実施機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物における違反は用途変更や増築等によるものが多く、許認可の情報を共有できる体制を構築する。例) 無料低額宿泊所(社会福祉法): 社会福祉事務所、キャパレー・カエ(風営法許可): 警察署 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>県民・所有者への違反建築物対策の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「違反建築なくそう運動」を継続的に実施する。 ・防災査察の機会を捉え周知する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>リフォームなどの改修工事を専門とする事業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事業認可・更新時に違反建築物対策に関するチラシ等を配付する。 ・違反となるケースや処分内容などを説明する説明会等の開催を検討する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生



現場立ち入りなどにおける連携 <ul style="list-style-type: none">関係機関は相互の情報の共有化に努めるとともに、地域の実情に応じた連携体制を構築する。違反建築物の現場には、必要に応じ警察、消防、建築等行政機関が連携し立入調査等を実施する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
用途変更を実施した建築物への査察の実施 <ul style="list-style-type: none">用途変更を実施した建築物については、完了検査が適用されないため、防災週間における査察等を実施する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

2 既存建築物に対する取組

(6) 建築物等に係る事件・事故対策の推進

目 標

事件及び事故への適切な対応

現状と課題

【現状】

- ・例年各地で雑居ビル火災や違法に設置されたエレベーターによる事故が発生し人命が失われている。これらの事件及び事故の対応は建築行政、消防及び警察など個々に対応していることが多い。
- ・必要に応じて消防と建築行政による合同の立入が実施されている。

【課題】

- ・事件及び事故発生時における建築行政、警察及び消防など相互間の情報交換や立入などのルールづくりが必要である。
- ・違法設置エレベーターの実態を把握する必要がある。

具体的取組

事件及び事故発生前の対応 ・建築行政、警察、消防等と事件及び事故発生時の連絡先を相互に確認する。 ・建築物等の適切な維持管理の必要性を周知する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
事件及び事故発生時の対応 ・建築行政、警察、消防等と連携し現場立入を実施する。 ・原因究明、再発防止策を検討するとともに県や国へ情報を提供する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
事件及び事故発生後の対応 ・同様な事件及び事故の再発防止の観点から類似建築物の点検を実施する。 ・類似建築物の点検にあたり、特殊建築物等調査資格者等を活用し、迅速な対応を図る。 ・違反建築物に対し適確な是正指導を実施する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
違法設置エレベーター対策 ・労働基準監督署と連携し、現地調査等を実施する。 ・工場や倉庫などの設置されている可能性が高い用途の建築物については、防災査察等の機会を捉え現場を確認する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

2 既存建築物に対する取組

(7) 既存不適格建築物等への対応

目 標

既存不適格建築物の減少

現状と課題

【現状】

- ・ 既存の建築物は、法令が改正され防火や避難規定が強化されても、増築や用途変更等の建築等行為がない限りこれらの規定は適用されない。そのため、現行規定に適合するような改修工事が行われることは稀である。
- ・ 建築物の不適切な維持管理により災害を大きくしている。
- ・ 空き家となり、維持管理が十分といえないものも多い。

【課題】

- ・ 所有者や管理者に対し既存不適格建築物の現行基準への適合を働きかける必要がある。
- ・ 適切な維持管理を行っていない建築主等への対応が必要である。

具体的取組

<p>現行基準に適合させることの重要性の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者等向けの啓発リーフレットを作成し、配布する。 ・ 防災査察時に改修などの必要性を説明する。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>維持管理が十分ではない空き家への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築行政と環境行政（防犯行政）が連携し、的確な対応を図る。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>危険な建築物への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」の活用など、適切な維持管理がなされていない建築物への対応を図る。 	県	特	限	行	消	土	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

3 消費者の安心に対する取組

(1) 消費者への相談体制の充実

目 標

相談者のニーズにあった相談体制の確立

現状と課題

【現状】

- ・建築物に関する相談は、建築物の工事の請負契約や工事内容、建物売買、維持管理など多種多様であり、行政側の窓口も広範囲に渡っていることから、適切な対応が難しくなっている。

【課題】

- ・建築に関する消費者の被害内容や苦情相談内容を情報発信する必要がある。
- ・行政から発信する情報を消費者ニーズに応えられるものにする必要がある。
- ・建築物に係る、契約、工事内容、維持管理などの相談窓口がどこかわかりやすく周知する必要がある。

具体的取組

<p>消費者向けの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じた窓口一覧表を作成する。 ・わかりやすいQ & A集（ホームページ等）を作成する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>消費者の不動産トラブルへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談会、紛争相談や講習会を実施する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>消費生活センター等との連絡体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担や情報提供の方法等について十分調整する。 ・住宅供給公社の相談窓口などとの連携を図る。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

4 建築行政を円滑に推進するための取組

(1) 建築行政の執行体制の整備

目 標

建築基準適合判定資格者の確保及び建築物に係るデータベースの整備・活用

現状と課題

【現状】

- ・ 確認検査の申請が民間にシフトしているため、特定行政庁の職員による確認検査件数が減少し審査能力の低下が懸念される。
- ・ 建築基準関係法令の複雑化に伴い、建築主事の確認審査に対する負担が大きくなっている。
- ・ 建築物に係る各種制度の創設等に伴い、建築物に係る情報量が増加している。

【課題】

- ・ 建築基準適合判定資格者が減少しているため資格者の確保が必要である。
- ・ 建築物に係る各種情報（建築確認、定期報告、防災査察、省エネ法への対応など）が、分散して保管されているため、情報の統合管理が必要である。

具体的取組

建築基準適合判定資格者の育成 ・ 担当者向けの研修会を開催する。 ・ 建築基準適合判定資格者検定の受検前研修会を開催する。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
建築物に係るデータベースの整理・統合 ・ 建築物に係る各種情報の統合管理を行い、効率的な行政運営を図る。	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

4 建築行政を円滑に推進するための取組

(2) 指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の充実

目 標

確認検査の適正な実施
立入検査等の充実と諸問題の未然防止

現状と課題

【現状】

- ・指定確認検査機関による建築確認において建築基準関係規定に適合しない事例があり、確認の取り消し処分が実施されている。

【課題】

- ・建築基準法に基づく立入検査の基準を整備する必要がある。
- ・指定確認検査機関は更なる質の向上を図ることが必要である。

具体的取組

<p>適正な指導監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関等の処分基準を作成し、適正な運用を実施する。 ・指定確認検査機関等への指導、立入検査を実施する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>指定確認検査機関等の確認検査員等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認検査員等の教育体制を整える。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

4 建築行政を円滑に推進するための取組

(3) 建築士、建築士事務所に対する指導・監督の充実

目 標

改正建築士法の遵守の徹底

現状と課題

【現状】

- 改正建築士法が平成27年6月に施行され、延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結が義務化された。また、委託者の求めに応じて、建築士免許証の提示が義務付けられた。

【課題】

- 建築士や事務所開設者に建築士法の改正内容を周知する必要がある。
- 建築士法の遵守を徹底する必要がある

具体的取組

<p>改正建築士法の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会等の場で、改正建築士法の周知をする。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>建築士法の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新者等に啓発リーフレットを作成し配布する。 計画的な立入検査を実施する 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

4 建築行政を円滑に推進するための取組

(4) 関係機関、関係団体との連携による適確な執行体制の整備

目 標

関係機関、関係団体との連携強化

現状と課題

【現状】

- ・目的に応じ協議会を設置し、関係団体との連携を図っている。

【課題】

- ・県内に建築行政の協議会が複数あり、各々の役割を明確にする必要がある。
- ・各構成員の役割を明確にする必要がある。

具体的取組

<p>関係機関、関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」等を積極的に活用し、連携を図る。 ・建築確認円滑化対策連絡協議会や指定確認検査機関連絡会議の位置付けを明確にする。 ・建築物安全安心推進協議会に対する各構成員の役割を明確にする。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

4 建築行政を円滑に推進するための取組

(5) 建築物を取り巻く諸問題への対応

目 標

建築物に関連する事業者との協力関係の構築

現状と課題

【現状】

- ・金融機関、建物管理会社及び貸ビル事業者など建築物に関わる事業者は多数あるが、明確な協力関係は築けていない。また、リフォーム工事にはこれまであまり縁がなく建築関係法令に対する意識の薄い分野からの参入もある。

【課題】

- ・連携する団体等へのアプローチが必要である。
(金融機関、ホームセンター、リフォーム関連事業者、貸ビル事業者、地元まちづくり団体等)
- ・情報提供や連携等への理解を求めるとともに調整を行う必要がある。
- ・建築業界に新規参入する事業者に対し建築関連法令等を周知していく必要がある。

具体的取組

<p>建築物に関わる事業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体の会合において法令等の周知を図る。 ・情報を提供し協力関係を築く。 ・リフォーム等事業者向けの説明会を開催する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 計画を実現するための取組

5 建築物の質を向上するための取組

(1) 人にやさしい建築物づくりの普及

目 標

建築物のバリアフリー化の普及

現状と課題

【現状】

- ・平成8年4月から埼玉県福祉のまちづくり条例を施行、さらに平成21年4月から埼玉県建築物バリアフリー条例を施行し、建築物のバリアフリー化を推進している。

【課題】

- ・健全者や若い世代に対し建築物のバリアフリー化の必要性を理解してもらう必要がある。
- ・設計者や指定確認検査機関等への周知、指導が必要である。
- ・2つの条例により政策を推進しているが、両条例を整理し、より円滑に運用できる方策が必要である。

具体的取組

<p>バリアフリー化の制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の制度について、引き続きホームページで分かりやすく解説を行っていく。 ・設計者や指定確認検査機関へ周知、指導を行う。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>バリアフリー化の制度のあり方に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県建築物バリアフリー条例及び福祉のまちづくり条例について、円滑な運用が図られるよう制度の検証を行う。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

5 建築物の質を向上するための取組

(2) 環境にやさしい建築物づくりの普及

目 標

建築物省エネ法や建築物環境配慮制度等の普及

現状と課題

【現状】

- ・平成24年12月から低炭素建築物認定制度を開始し、さらに建築物省エネ法の誘導措置（平成28年度）規制措置（平成29年度）が施行される。
- ・平成21年10月から建築物環境配慮制度を開始し、建築物の省エネルギー、省資源・リサイクル、周辺環境への配慮や緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を促進している。

【課題】

- ・建築物省エネ法の円滑な運用に向けた体制づくりが必要である。
- ・建築物における環境配慮への取組に関する啓発活動が必要である。
- ・CASBEE評価技能者を育成する必要がある。

具体的取組

<p>各種制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の啓発チラシやリーフレットを作成し、配布する。 ・ホームページを充実する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>優良な環境配慮建築物の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及のための融資制度や補助制度を検討する。 ・環境に配慮した建築物の建築が促進される制度づくりが必要である。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>環境性能の見える化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が環境に配慮した建築物の選択を容易にするため環境性能表示制度を推進する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生
<p>省エネ基準に係る技術者や評価技能者の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会やセミナーなどを実施する。 ・行政担当者向け研修を開催する。 	県	特	限	行	消	士	建	宅
	警	防	指	構	定	工	金	生

6 計画の進行管理

1 目標設定

・埼玉県建築物安全安心推進協議会の構成員は、目標及び目標達成のための取組を設定し、会長へ報告する。

2 実績報告

・埼玉県建築物安全安心推進協議会の構成員は、目標設定年度の実績を、取組を実施した次の年度に会長へ報告する。

3 報告様式

- 様式1：特定行政庁用
- 様式2：限定特定行政庁用
- 様式3：上記以外の構成員用

4 計画のフォローアップ

- ・計画を推進するためには、特定行政庁及び関係機関・団体の連携が重要である。
- ・このため、会長は、構成員が行う1及び2の報告を受け、調査・点検を実施する。
- ・また、会長は、結果を構成員にフィードバックするとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。

【特定行政庁用取組報告シート】

(様式1)

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： _____

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	%	%	%	%
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	%	%	%	%
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	%	%	%	%
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 %	・ ・
2. 中間検査率 %	・ ・
3. 定期報告率 %	・ ・

必要に応じ、具体の取組の項目を追加する。

【限定特定行政庁用取組報告シート】

(様式2)

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： _____

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	%	%	%	%
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 %	・ ・

必要に応じ、具体の取組の項目を追加する。

【特定・限定行政庁以外の構成員用取組報告シート】

(様式3)

各機関、団体名： _____

計画年度 平成 年度

各計画の目標及び実績

各計画		
1. の実施	目標	
	目標達成のための取組	・ ・
	実績	
2. の実施	目標	
	目標達成のための取組	・ ・
	実績	

必要に応じ、枠を追加する。

7 目標及び実績

特定行政庁及び限定特定行政庁は、目標及び目標を達成するための取組を次のとおり設定する。

【特定行政庁】 - - - - -

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 埼玉県

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工程予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告制度見直しに伴う新規対象物件等への周知 ・ 防災査察等立入調査における直接要請 ・ 現場査察や文書、電話等により報告を督促

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： さいたま市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主等へ、ハガキ・電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工程予定時期に建築主等へ、ハガキ・電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌、ホームページ等による定期報告制度の周知。 ・ 提出期限を知らせる通知を送付。 ・ 防災査察等立入調査時における報告指導。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 川越市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時に完了検査についてのリーフレット配布 ・ホームページを活用したPR活動
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時に完了検査についてのリーフレット配布 ・ホームページを活用したPR活動
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度改正に伴う新規対象物件等へホームページやパンフレット等を利用し周知を図る。 ・未報告物件に対し、文書・電話等による督促を行い、必要に応じて立入調査により口頭指導を行なう。

*「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 熊谷市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.0 %	99.0 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主や施工者等に対する広報、情報提供など適宜適切な受検案内を行い、受検の徹底を図る。
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主や施工者等に対する広報、情報提供など適宜適切な受検案内を行い、受検の徹底を図る。
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・防災査察等立入調査により直接要請する。 ・提出期限を知らせる通知を送付する。

*「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 川口市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	87.0 %	89.0 %	91.0 %	93.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布 ・建築主や施工者等に対する情報提供など適宜適切な受検案内
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる周知 ・建築主や施工者等に対する情報提供など適宜適切な受検案内
3. 定期報告率 93.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ及びパンフレットにより周知 ・提出期限を知らせる通知を送付 ・防災査察等の現場査察にて定期報告の指導、督促

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 所沢市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時における「検査のお知らせ」などの資料の配布、現場パトロールの実施等により、検査率の向上に努める。
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時における「検査のお知らせ」などの資料の配布、現場パトロールの実施等により、検査率の向上に努める。
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、対象物件の所有者、管理者に対して、定期報告に関する周知を行う。 ・定期報告の未報告者に、報告の依頼を行う。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 春日部市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査受検を周知するチラシの配布 ・ 建築主などへの受検督促又はお知らせ ・ 実検査率の採用 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査受検を周知するチラシの配布 ・ 建築主などへの受検督促又はお知らせ ・ 実検査率の採用 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告制度を周知するチラシの配布 ・ 未報告物件の所有者又は管理者に対し文書等による督促や査察等立ち入り調査時に報告指導を行う。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 狭山市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築完了予定時期に建築主への検査受検に関するはがきの送付 ・ 確認済証交付時や現場パトロール時等に、検査受検案内の配布 ・ ホームページ等を活用したPR
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認済証交付時や現場パトロール時等に、検査受検案内の配布 ・ ホームページ等を活用したPR
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告制度見直しに伴う新規対象物件等への周知 ・ 未報告者に連絡、個別訪問及び消防と査察を行う ・ ホームページ等を活用したPR

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 上尾市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールで工事進捗状況の把握と受検案内 ・電話等による施工状況の確認及び検査案内の実施
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールで工事進捗状況の把握と受検案内 ・電話等による施工状況の確認及び検査案内の実施
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度の内容についてチラシ等により管理者へ周知徹底する。 ・未報告物件に対し防災査察等を実施し、定期報告の理解を求める。 ・地域法人と連携し、未報告を解消する方策を確立する。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 草加市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	95.0 %	95.0 %	95.0 %	95.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 95.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・受検率の向上を図るための現場巡回及び電話による啓発、督促等を行う。
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・受検率の向上を図るための現場巡回及び電話による啓発、督促等を行う。
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> ・過年度の未報告のものに対して、督促通知を送付する。 ・必要に応じて立入調査を行い、報告指導を行う。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 越谷市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	・ 建築主や施工者等に対する広報、情報提供など適宜適切な受検案内を行い、受検の徹底を図る。
2. 中間検査率 100.0%	・ 同上
3. 定期報告率 * %	・ 関係団体と連携し、定期報告制度のPRを行う。 ・ 未報告者への督促を強化する。

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 新座市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.0 %	99.0 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 99.0%	・ 検査受検を周知するチラシの配布 ・ ホームページ等への掲載による制度の周知 ・ 現場パトロールによる工事進捗状況の把握と検査受検の案内
2. 中間検査率 100.0%	・ 検査受検を周知するチラシの配布 ・ ホームページ等への掲載による制度の周知 ・ 現場パトロールによる工事進捗状況の把握と検査受検の案内
3. 定期報告率 * %	・ 定期報告制度見直しに伴う新規対象物件の所有者等への周知 ・ ホームページ等への掲載による制度の周知 ・ 現場査察を通じた未報告物件への指導

* 「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

特定行政庁名： 久喜市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	96.5 %	97.0 %	97.5 %	98.0 %
	実績	%	%	%	%
2. 中間検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%
3. 定期報告率	目標	* %	* %	* %	* %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 98.0%	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証交付時に検査受検の案内をする 現場パトロール等により、工事進捗状況の把握と受験案内を行う
2. 中間検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 上記に同じ
3. 定期報告率 * %	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告制度見直しに伴う新規対象物件等への周知 防災査察等における直接要請 文書等による報告の督促 ホームページにより、制度の周知を図る

*「3. 定期報告率」の目標値は対象物件の洗い出しを行った上で設定する

【限定特定行政庁】

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 行田市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証交付時の検査受検を周知する文書の配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 秩父市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	92.0 %	95.0 %	97.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> 関連自治体及び団体等との連携の強化。 建築主等への完了検査受検の周知。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 飯能市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受験催促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受験を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 加須市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	98.0 %	98.5 %	98.5 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主に完了検査等の案内を郵送する。 ・ パトロールを実施し違反建築物の早期発見に努める。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 本庄市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.5 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認済証交付時に、建築主向けのパンフレットを配布し、検査率向上のための啓発を行う。 ・ 工事完了予定日を経過し完了検査を受けていない建築主に、はがきなどで通知を行う。 ・ 現場パトロールの実施

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 東松山市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.5 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認時、建築主へ検査受験を周知するチラシ配布の徹底 ・ 現場パトロールにて工事進捗状況の把握及び受検案内チラシの配布 ・ 未受検者へ督促ハガキを送付

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 羽生市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.0 %	99.0 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールにて着工確認し、建築主に完了検査受検案内について葉書の送付 ・現場パトロールにて工事完了物件についても現地確認

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 鴻巣市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.0 %	99.0 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築処分時、申請者へ検査受検を周知するチラシを配布する。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 深谷市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	98.5 %	99.0 %	99.5 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭・リーフレットによる指導をする。 ・完了検査未受検物件について、電話による受検要請をする。 ・現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内をする。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 蕨市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・現場査察や文書、電話等により報告を督促

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 戸田市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールを実施し、工事進捗状況確認や督促を行う。 ・工事完了予定年月日を過ぎた建築物について、電話や文書等で状況確認や督促等を行う。 ・完了検査を受検するよう監理者だけではなく建築主も対象としてウェブサイト等で啓発活動を行う。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 入間市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 朝霞市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布 ・現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 志木市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・確認済証交付時の検査受検を告知

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 和光市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証発行後、建築主などに完了検査受検を周知するチラシの配布。 ・工事完了予定日を過ぎても完了検査を受けていない場合は、電話等で建築主などへの検査を受けるよう促す。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 桶川市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	97.5 %	98.0 %	98.5 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールの強化 ・受検案内送付の推進

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 北本市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認処分の際、完了検査受検を周知するチラシを配布する。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 八潮市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.5 %	99.5 %	99.5 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 99.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・現場パトロールによる完了検査受検案内の実施 ・建築確認済証交付の際に、完了検査受検チラシの配布 ・工事完了予定時期に、建築主などへ完了検査受検督促の実施

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 富士見市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査受検を周知するチラシの配布及びホームページへの掲載 ・ 建築主などへの受検督促又はお知らせ ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 三郷市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査の受検督促のパンフレットを確認済証交付時に配布する。 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認申請書に記載された工事完了予定日を過ぎても検査の申請がない案件について、検査受検の催促の電話をする。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 蓮田市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話による督促 ・ 確認済証の交付時に、完了検査受検のチラシを配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 坂戸市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	99.0 %	99.0 %	99.0 %	99.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体の取組
1. 完了検査率 99.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認済証交付の際、建築主あてに、完了検査受検の必要性に関する通知を引き続き行う。

7 目標及び実績

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 幸手市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 鶴ヶ島市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 日高市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 吉川市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	97.0 %	98.0 %	99.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了検査受検を周知するチラシの配布。 ・ 工事完了予定日を経過し完了検査を受けていない建築主等に、電話及び書面で催促を行う。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： ふじみ野市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了予定時期に建築主などへの電話等での受検督促 ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受検案内 ・ 確認済証交付時の検査受検を周知するチラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 白岡市

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場パトロールでの工事進捗状況の把握と受理案内 ・ 建築確認済証交付の際に完了検査受検チラシの配布

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 杉戸町

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認済証交付時に、完了検査の案内チラシを配布する。 ・ 工事完了予定の建築主に対して、完了検査の案内通知を郵送し周知を図る。

(1) 各計画の目標及び実績

限定特定行政庁名： 松伏町

各計画		H28	H29	H30	H31
1. 完了検査率	目標	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	実績	%	%	%	%

(2) 目標を達成するための取組内容

各計画/平成31年度末目標	具体的取組
1. 完了検査率 100.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認済証交付時に完了検査を受検するよう促す ・ 現場パトロールにて工事進捗状況の把握

8 付録

1 完了検査率

(単位：%)

	行政庁名	埼玉県建築行政マネジメント計画					第2次埼玉県建築行政マネジメント計画			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	埼玉県	98.0	99.4	99.4	99.4					
2	さいたま市	99.3	99.5	99.8	99.9					
3	川越市	96.9	99.3	99.5	98.5					
4	熊谷市	95.1	96.6	97.9	96.4					
5	川口市	98.0	98.9	99.5	99.4					
6	所沢市	92.7	92.1	96.3	99.5					
7	春日部市	97.9	98.9	99.5	99.7					
8	狭山市	84.5	86.0	99.8	99.8					
9	上尾市	94.4	91.3	93.1	99.7					
10	草加市	98.9	98.9	99.5	99.3					
11	越谷市	99.2	99.6	99.8	99.8					
12	新座市	91.3	99.6	99.1	99.6					
13	久喜市	-	-	-	99.8					
	特定行政庁	96.7	97.6	98.8	99.4					
1	行田市	92.4	93.7	98.0	96.7					
2	秩父市	82.4	86.3	89.7	90.6					
3	飯能市	93.2	94.5	94.3	97.6					
4	加須市	97.8	96.6	98.4	97.5					
5	本庄市	89.4	98.4	99.1	97.3					
6	東松山市	96.9	97.9	99.3	97.4					
7	羽生市	95.7	96.3	96.2	98.4					
8	鴻巣市	92.4	93.2	92.3	97.7					
9	深谷市	95.9	92.2	97.5	98.1					
10	蕨市	91.1	97.3	97.1	100.0					
11	戸田市	92.7	96.7	95.1	98.7					
12	入間市	97.5	98.4	99.5	99.7					
13	朝霞市	99.5	98.5	98.7	98.8					
14	志木市	78.6	98.6	100.0	100.0					
15	和光市	95.5	96.5	100.0	100.0					
16	桶川市	95.3	97.6	94.0	99.0					
17	北本市	92.7	97.6	98.2	98.1					
18	八潮市	94.3	98.0	96.8	98.1					
19	富士見市	99.0	98.3	98.3	99.4					
20	三郷市	96.0	96.0	97.1	99.4					
21	蓮田市	90.6	94.2	95.3	99.3					
22	坂戸市	98.4	93.9	96.7	98.6					
23	幸手市	97.9	98.6	99.4	100.0					
24	鶴ヶ島市	100.0	96.5	97.0	100.0					
25	日高市	94.8	97.7	98.6	100.0					
26	吉川市	97.9	94.8	99.5	99.4					
27	ふじみ野市	85.2	99.4	98.4	99.6					
28	白岡市	-	98.4	99.0	100.0					
29	杉戸町	96.2	97.1	98.1	100.0					
30	松伏町	98.5	100.0	100.0	97.2					
	(久喜市)	83.7	86.0	92.2	-	-	-	-	-	-
	限定 特定行政庁	93.7	95.7	97.0	98.5					
	全県	96.0	97.2	98.4	99.1					

- 注) ・実検査率方式で算定する
 ・算定対象は建築物の新築案件に限る
 ・白岡市は平成24年4月1日から限定特定行政庁として発足
 ・久喜市は平成26年4月1日から特定行政庁に移行



メモ

8 付録

2 中間検査率

(単位：%)

	行政庁名	埼玉県建築行政マネジメント計画					第2次埼玉県建築行政マネジメント計画			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	埼玉県	116.5	127.1	105.4	130.4					
2	さいたま市	95.3	97.0	95.4	115.0					
3	川越市	94.5	89.2	103.0	100.0					
4	熊谷市	283.3	118.2	233.3	155.6					
5	川口市	102.7	94.5	94.8	106.4					
6	所沢市	89.2	93.1	90.8	85.2					
7	春日部市	77.8	183.7	95.7	161.3					
8	狭山市	100.0	100.0	110.5	100.0					
9	上尾市	227.3	400.0	200.0	175.0					
10	草加市	100.0	100.0	91.9	111.6					
11	越谷市	87.2	99.1	99.2	108.8					
12	新座市	114.6	81.8	84.1	135.1					
13	久喜市	-	-	-	300.0					
	全県	104.4	106.2	99.3	118.9					

注) ・年度をまたぎ中間検査を行った場合、当該年度の確認申請数に比べ前年度の確認件数が多い場合は100%超となっている
 ・久喜市は平成26年4月1日から特定行政庁に移行



メモ

8 付録

3 定期報告率

(単位: %)

	埼玉県建築行政マネジメント計画					第2次埼玉県建築行政マネジメント計画			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
埼玉県	92.8	92.7	94.7	94.4					
(建築)	80.1	85.9	86.4	85.1					
(設備)	81.1	82.9	84.2	83.7					
(昇降機)	98.0	96.5	98.8	98.8					
さいたま市	93.7	92.0	93.5	93.5					
(建築)	81.0	80.6	83.3	81.2					
(設備)	79.9	81.6	82.2	81.5					
(昇降機)	99.4	96.8	98.2	98.7					
川越市	90.9	89.4	92.2	91.6					
(建築)	68.5	75.8	80.8	68.6					
(設備)	69.7	76.2	74.3	75.3					
(昇降機)	99.7	94.8	98.6	99.1					
熊谷市	89.7	87.3	89.1	87.2					
(建築)	61.3	71.2	63.1	57.0					
(設備)	64.2	64.8	63.5	64.8					
(昇降機)	98.5	94.7	98.1	96.4					
川口市	89.9	87.7	90.1	89.6					
(建築)	70.2	67.9	72.3	71.4					
(設備)	71.6	72.1	75.0	74.0					
(昇降機)	99.5	97.0	98.4	98.1					
所沢市	90.7	90.4	91.0	92.7					
(建築)	70.7	79.6	74.6	80.4					
(設備)	75.2	78.0	76.8	80.3					
(昇降機)	97.7	95.9	97.6	98.2					
春日部市	90.7	88.5	92.1	92.1					
(建築)	72.2	69.3	97.6	71.3					
(設備)	73.4	74.2	77.5	80.0					
(昇降機)	98.2	96.1	96.1	98.0					
狭山市	91.8	88.3	90.0	92.2					
(建築)	80.0	70.8	72.3	86.1					
(設備)	79.7	75.3	78.3	79.4					
(昇降機)	97.8	95.2	97.0	97.3					
上尾市	98.4	93.2	95.2	96.0					
(建築)	97.9	74.6	81.5	100.0					
(設備)	85.7	84.3	84.9	83.2					
(昇降機)	101.3	97.0	98.7	98.5					
草加市	90.2	88.6	91.3	91.6					
(建築)	68.6	78.2	79.7	76.2					
(設備)	77.6	77.8	77.8	77.7					
(昇降機)	97.1	94.0	97.5	97.9					
越谷市	90.1	88.2	89.5	92.1					
(建築)	55.9	69.0	71.6	72.2					
(設備)	72.6	71.3	70.8	70.2					
(昇降機)	98.2	95.3	96.5	100.3					
新座市	94.3	91.7	94.7	93.0					
(建築)	77.3	80.3	78.3	78.2					
(設備)	82.7	78.9	79.2	81.3					
(昇降機)	99.5	96.6	100.9	97.9					
久喜市	-	-	-	95.4					
(建築)	-	-	-	88.2					
(設備)	-	-	-	84.5					
(昇降機)	-	-	-	98.1					
全県	92.3	91.1	93.0	93.0					
(建築)	76.7	79.5	81.6	80.0					
(設備)	78.0	79.3	80.2	80.0					
(昇降機)	98.6	96.3	98.3	98.6					

注)・昇降機には遊戯施設を含む
 ・久喜市は平成26年4月1日から特定行政庁に移行



メモ

4 計画の変遷

埼玉県建築物安全安心実施計画（平成11年度～平成22年度）

- ・第1次 平成11年9月27日 制定
（平成12年9月20日 一部見直し）
- ・第2次 平成14年3月22日 見直し
- ・第3次 平成17年3月16日 見直し
- ・第4次 平成20年3月26日 見直し
（平成21年5月20日 一部見直し）

策定根拠 「建築物安全安心推進計画について」(平成11年4月6日建設省住指第163号)



埼玉県建築行政マネジメント計画（平成23年度～平成27年度）

策定根拠 「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」
（平成22年5月17日国住指第655号）

第2次埼玉県建築行政マネジメント計画（平成28年度～平成31年度）

策定根拠 「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」
（平成27年2月20日国住指第4428号）

第2次埼玉県建築行政マネジメント計画

平成28年3月

埼玉県建築物安全安心推進協議会

(事務局：埼玉県都市整備部建築安全課)